

令和6年度 第3回

杉並区情報公開・個人情報保護審議会

報告・諮問事項

令和6年12月17日

	報告・諮問事項	報告 No.	諮問 No.	頁
【1】	個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について	7		1
【2】	杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正について（報告）		一般報告	11

**個人情報の保護に関する法律第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の取組状況について（報告）**

**デジタル・セキュリティ部会（以下「部会」という）の開催について**

**1 所管課から提出のあった案件について**

手続申込のあった業務数	19業務	所管課が実施した自己点検類型件数	34件
申込後手続を取り下げた業務数	0業務	申込後手続を取り下げた自己点検類型件数	0件

自己点検類型…個人情報の保有、外部委託、指定管理、労働者派遣、目的外利用、外部提供、電算入力、外部結合の8類型

**2 部会開催に係るスケジュール**

- 令和6年 9月 3日（火） 案件募集通知発出
- 令和6年 9月17日（火） 案件提出締切
- 令和6年 10月 4日（金） 事前協議1回目
- 令和6年 10月18日（金） 事前協議2回目
- 令和6年 11月 8日（金） 部会開催

**3 部会に報告のあった自己点検について**

部会点検における部会での確認事項を類型化したものは別表のとおり

**【報告30】保育所補助等に関する業務（保育課） ※参考資料1ページ～7ページ**

**1 自己点検の概要**

杉並区ベビーシッター利用支援事業（事業者連携型）を実施するに当たり、新たに東京都の専用システムへのアカウント発行申請書を区が受理し、東京都に送付するとともに、アカウント発行状況を含めた申請者情報を管理するシステムを設置するため、外部提供、電算入力に係る自己点検を行った。

**2 部会点検の要点**

○質問

- ・区が申請を受理する際に内容を確認する契約書の取扱いについて

○回答

- ・契約内容が補助事業の対象であることを確認ができればよいので、区において契約書の写しは保管しない。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

#### 【報告3 1】軽自動車に関する業務（課税課）※参考資料8ページ～12ページ

##### 1 自己点検の概要

二輪の小型自動車の軽自動車税課税のための調査について、情報の収集方法を帳簿書類等の閲覧調査から電子データによる収集に変更するに当たり、外部結合に係る自己点検を行った。

##### 2 部会点検の要点

- ・説明員から事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

#### 【報告3 2】建築確認に関する業務（建築課）※参考資料13ページ～33ページ

##### 1 自己点検の概要

建築確認関連業務のデジタル化の一環として、建築確認申請等に係る従来の紙での受付に加えて、令和7年度より電子による受付を開始することに伴い、電算入力、外部結合に係る自己点検を行った。

##### 2 部会点検の要点

###### ○質問

- ・本件の外部委託該当性について

###### ○回答

- ・本件システムは、契約書面において事業者が個人情報を取り扱わないこと及び適切にアクセス管理をすることが明記される。この場合は個人情報の提供に当たらないという個人情報保護委員会の見解に合致すると判断したため、外部委託には該当しないものとした。（事務局）

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

#### 【報告33】昇降機定期報告に関する業務（建築課）※参考資料34ページ～46ページ

##### 1 自己点検の概要

昇降機定期報告関連業務のデジタル化の一環として、昇降機定期報告について、従来の紙での受付に加えて、令和7年度より電子システムによる受付を開始することに伴い、外部委託、電算入力、外部結合に係る自己点検を行った。

##### 2 部会点検の要点

###### ○質問（1）

- ・電算に記録した個人情報の外部持ち出しの有無について

###### ○回答（1）

- ・関係法令による査察等の際、外部に持ち出すことがある。

###### ○質問（2）

- ・導入するシステムの概要について

###### ○回答（2）

- ・クラウドサービスである。申請者がシステムに申請を上げて、システムの中で審査をするものである。

###### ○意見（1）

- ・システムの名称を「受付システム」とすると、データを収集することに限定したシステムに見えるため、名称を調整してはどうか。

###### ○意見に対する回答（1）

- ・適切な名称に修正を行う。

###### ○意見（2）

- ・電算に記録した個人情報の持ち出しに関する措置の記載について、詳細を記載してはどうか。

###### ○意見に対する回答（2）

- ・具体的に持ち出しをする事例を追記する。

###### ○修正結果

- ・参考資料34ページの案件の概要及び38ページ、39ページのシステム名称並びに41ページの項番⑧のとおり修正を行った。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

#### 【報告34】教職員人事に関する業務（教育人事企画課）※参考資料47ページ～69ページ

##### 1 自己点検の概要

令和7年度の導入に向けて構築作業を進めている「教職員庶務事務システム」について、システム導入後の不具合が発生した際の検証時に事業者がデータベースの調査を行うことに伴い、外部委託に係る自己点検を行った。

##### 2 部会点検の要点

- ・説明員から事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

#### 【報告35】行政評価に関する業務（企画課）※参考資料70ページ～81ページ

##### 1 自己点検の概要

行政評価について、評価制度の実効性向上等の課題に対応できる新システムを構築するに当たり、個人情報の保有、外部委託、電算入力、外部結合に係る自己点検を行った。

##### 2 部会点検の要点

###### ○質問（1）

- ・電算入力に関する自己点検項目「対象者数」の数値について

###### ○回答（1）

- ・1年間にシステムを利用する人数である。

###### ○質問（2）

- ・個人情報項目「メールアドレス」とシステムへのログインIDについて

###### ○回答（2）

- ・メールアドレスがログインIDとなる。

###### ○意見

- ・「メールアドレス」に加えて「ログインID」を項目として記載することが適切ではないか。

○意見に対する回答

- ・ 主管課と調整の上、修正を行う。(事務局)

○修正結果

- ・ 参考資料 7 1 ページ以降の各記録票、自己点検表の項目に「利用者 ID」を追加した。

### 3 結果

- ・ 自己点検内容の妥当性について承認

## 【報告 3 6】職員人事・給与・福利厚生に関する業務、教職員給与・福利厚生に関する業務(人事課、教育委員会事務局庶務課) ※参考資料 8 2 ページ～8 6 ページ

### 1 自己点検の概要

東京都から区に派遣される職員に関して東京都人材支援事業団との間で処理する事務について、効率化等の観点から、従来の紙での授受からシステムによる情報の授受に変更するに当たり、外部結合に係る自己点検を行った。

### 2 部会点検の要点

- ・ 説明員から事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

### 3 結果

- ・ 自己点検内容の妥当性について承認

## 【報告 3 7】職員人事・給与・福利厚生に関する業務(人事課)

※参考資料 8 7 ページ～9 5 ページ

### 1 自己点検の概要

日本年金機構等に対して行う、会計年度任用職員等に係る各種届出について、これまでの書面での届出から、デジタル庁が運営する「e-Gov」を使用した電子申請に変更するに当たり、外部結合に係る自己点検を行った。

### 2 部会点検の要点

- ・ 説明員から事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

#### **【報告38】教職員給与・福利厚生に関する業務、学校一般職員人事・給与・福利厚生に関する業務(教育委員会事務局庶務課) ※参考資料96ページ～100ページ**

##### 1 自己点検の概要

日本年金機構に対して行う、区立学校に勤務する再任用職員等の厚生年金保険に関する各種届出について、これまでの書面での届出から、デジタル庁が運営する「e-Gov」を使用した電子申請に変更するに当たり、外部結合に係る自己点検を行った。

##### 2 部会点検の要点

###### ○質問

- ・同様の案件である区長部局の【報告37】では、日本年金機構に加えて、公共職業安定所とのやり取りがあったが、本件では公共職業安定所が対象外であることについて

###### ○回答

- ・東京都の職員の雇用保険については、東京都が処理をしているためである。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

#### **【報告39】戸籍に関する業務(区民課) ※参考資料101ページ～105ページ**

##### 1 自己点検の概要

戸籍法等の改正により、戸籍等の記載事項に振り仮名が追加されることとなったことに伴い実施する事務の一部を外部委託するに当たり、外部委託に係る自己点検を行った。

##### 2 部会点検の要点

###### ○質問(1)

- ・委託事業者の執務場所及び職員の立ち会いについて

###### ○回答(1)

- ・作業場所は庁外として、戸籍係の常勤職員が交代で常駐することを想定している。

○質問（２）

- ・本件事務に当たり、委託先に取り扱わせる個人情報項目の適正さについて

○回答（２）

- ・入力・帳票出力の業務に関して、戸籍謄本の性格上、情報の切り取りができないため、結果として振り仮名に直接関連しない情報も見えてしまうことから記載したものである。

○意見

- ・DV等支援措置の対象者等については、委託事業者が情報を把握していないと適切な対応ができないことがあると思われるため、「要配慮情報」を委託先に取り扱わせる項目として記載することが適切ではないか。

○意見に対する回答

- ・主管課と調整を行う。（事務局）

○修正結果

- ・参考資料102ページの委託に係る個人情報の項目16及び104ページの自己点検表の項番16に「要配慮情報」を追加した。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

## 【報告40】介護保険給付に関する業務、介護保険料賦課・徴収に関する業務（介護保険課）※参考資料106ページ～116ページ

### 1 自己点検の概要

区における特定入所者介護（予防）サービス費の利用者負担段階の判定や介護保険料の減免・減額の審査等に伴い、必要に応じて行う所得及び資産の状況確認をクラウドサービスによって実施するに当たり、外部委託、外部結合に係る自己点検を行った。

### 2 部会点検の要点

- ・説明員から事業概要及び自己点検内容について説明を行った。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

**【報告 4 1】 障害児通所施設に関する業務、子ども・子育てプラザの利用等に関する業務、保育に関する業務、子供園に関する業務（障害者施策課、地域子育て支援課、保育課） ※参考資料 1 1 7 ページ～ 1 3 2 ページ**

**1 自己点検の概要**

認可保育所、子ども・子育てプラザ、こども発達センターの各施設に、事故発生時の検証等を行うための「事故防止カメラ」を設置するに当たり、個人情報の保有、目的外利用に係る自己点検を行った。

**2 部会点検の要点**

○質問（1）

- ・施設で事故が起きた際等のカメラ画像に対する対応について

○回答（1）

- ・情報公開請求、保有個人情報の開示請求があった場合には、根拠条文に従って判断することになると認識している。

○質問（2）

- ・カメラで録画した画像の保存期間について

○回答（2）

- ・記憶媒体の容量にもよるが、概ね2，3週間の保存期間になると想定している。

○質問（3）

- ・カメラを設置する施設について

○回答（3）

- ・就学前の子どもを対象とする施設である。

○質問（4）

- ・記録媒体に係るセキュリティ対策について

○回答（4）

- ・今後の仕様検討の中で、持ち運びが可能な媒体を許容することになれば、当然、パスワードの設定等の措置を実施する。

○質問（5）

- ・カメラで撮影される職員の理解について

○回答（5）

- ・職員を監視するものではなく、事故があった際に結果的に職員を守ることになるものであることを説明しており、理解を得ていると考えている。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

#### 【報告4 2】学校開放事業に関する業務（学校支援課、学校）

※参考資料 133 ページ～148 ページ

##### 1 自己点検の概要

学校開放事業に係る使用申請について、今後、公共施設予約システム（さざんかねっと）を利用して受付を行うに当たり、個人情報の保有、外部委託、電算入力、外部結合に係る自己点検を行った。

##### 2 部会点検の要点

###### ○質問

- ・学校開放に係る委託事業者の金銭取扱いについて

###### ○回答

- ・学校開放の利用に当たっては事前に利用券を購入するため、学校開放の受付業務において金銭の取扱いは発生しない。

### 3 結果

- ・自己点検内容の妥当性について承認

別表：デジタル・セキュリティ部会における確認事項類型一覧 令和6年度第3回審議会報告分

		自己点検案件番号													
		30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	
<b>部会での確認事項の類型</b>															
	自己点検内容の妥当性														
	個人情報の取扱類型の該当性			○											
	個人情報の収集方法														
	個人情報を保有する必要性	○					○								
	個人情報を保有する期間											○			
	個人情報の記録形態の妥当性														
	特に配慮を要する個人情報の取扱い										○				
	委託業務で取り扱う妥当性										○				
	再委託が発生する際の安全管理														
	目的外利用の方法														
	外部提供を行う妥当性														
	個人情報の外部提供先														
	電算に記録する項目の妥当性						○								
	個人情報を記録するシステムの運用等				○		○						○		
	外部結合する際のセキュリティ														
	自己点検において記載する内容の精査				○		○								
	自己点検において記載する項目の追加										○				
	各帳票の記載内容（表現）				○										
	（参考）個人情報保護に関連しない質問・意見										○		○	○	
	その他														
その他の内容	個人情報の外部への持ち出し			○											
<b>確認内容に対する対応の類型</b>															
	対応不要（部会からの意見等なしを含む）	○	○	○		○		○	○	○		○	○	○	
	個人情報登録簿等帳票（自己点検表含む）の修正				○		○				○				
	業務の改善														
	主体の改善の	区													
		区以外（委託先等）													
	その他														
その内容他の															

## 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の 一部改正について（報告）

住基ネットの稼働に向けて制定した「杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成 13 年条例第 44 号）（以下「条例」という。）」について、令和 7 年 5 月予定の戸籍の振り仮名記載に伴う条例改正を機に、条例の構成について以下のとおり見直しを行い、区議会へ議案を提出する。

### 1 条例の概要

本条例は、平成 14 年 8 月の住基ネット稼働に向けて、住基ネットにおける区民の個人情報保護の観点から、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）への諮問・答申を経て、平成 13 年 9 月に制定された。

条例には、「電気通信回線による他の市町村長への通知」事項や「電気通信回線による東京都知事への通知」事項を列挙により明記している。

### 2 改正理由

令和 5 年 6 月「行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律等の一部を改正する法律」により住民基本台帳法（「以下、「法」という。）の一部が改正され（令和 7 年 5 月 26 日施行予定）、電気通信回線を通じ東京都知事へ通知する事項として「氏名及び旧氏の振り仮名」が追加されることとなった。

これまで、電気通信回線を通じた通知事項の送受信に係る国の制度改正が行われる度に条例改正を行ってきたが、このような状況について、令和 6 年 2 月の区民生活委員会において、委員から「国の制度改正の度に条例改正を行わなくてもよいように条例のつくりを

工夫してはどうか」との意見があった。このことについては、令和6年3月の審議会で報告を行ったところであるが、この度の「氏名及び旧氏の振り仮名」の追加に伴い、条例の構成について見直しを行う。

### 3 改正概要

電気通信回線による他の市町村長への通知（条例第3条の2）及び電気通信回線による東京都知事への通知（条例第4条）の各通知事項を別に規則で定めることとするとともに、必要な規定整備（条例第5条）を行う。

### 4 条例の施行日

令和7年第1回区議会定例会での条例改正の議決を得て、法改正の施行日に合わせ、令和7年5月26日（予定）を条例の施行日とする。

## 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例

平成13年 9月25日  
条例第44号

改正	平成16年 3月19日 条例第20号	平成17年 6月20日 条例第23号
	平成18年10月18日 条例第36号	平成20年 3月14日 条例第19号
	平成24年 6月26日 条例第31号	平成27年10月16日 条例第31号
	令和元年10月15日 条例第15号	令和 4年12月 6日 条例第31号
	令和 5年 3月15日 条例第 6号	令和 6年 3月18日 条例第13号

## (目的)

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に規定する事務を管理し、又は執行するに当たり、住民票及び戸籍の附票に記載されている事項（以下「住民票等記載事項」という。）の適正な管理のために区長が講ずべき事項等を定め、これを明らかにすることにより、区民の個人情報の保護を図ることを目的とする。

## (用語)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

## (区長の責務)

第3条 区長は、住民基本台帳事務の処理に当たり、区民に関する正確な記録が行われるよう事務処理の適正化を図るとともに、住民票等記載事項の漏えい、滅失又はき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

## (電気通信回線による他の市町村長への通知)

第3条の2 法第9条第3項、第12条の4第5項、第19条第4項及び第24条の2第7項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第9条第1項に規定する他の市町村から区内に住所を変更した者につき住民票の記載をした旨
- (2) 法第9条第2項に規定する住民票の記載等をすべき事項
- (3) 法第12条の4第2項及び第3項に規定する政令で定める事項
- (4) 法第19条第1項に規定する本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項
- (5) 法第19条第2項に規定する戸籍の記載又は記録と合わない旨
- (6) 法第19条第3項に規定する戸籍の附票に記載をしてある事項
- (7) 法第24条の2第3項に規定する政令で定める事項
- (8) 法第24条の2第5項に規定する最初の転入届等を受けた旨

## (電気通信回線による東京都知事への通知)

第4条 法第30条の6第2項及び第30条の41第2項並びに令第13条第4項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名（外国人住民にあっては、住民票に記載されている通称を含む。）
- (2) 旧氏記載者にあっては、住民票に記載されている旧氏
- (3) 出生の年月日
- (4) 男女の別
- (5) 住所
- (6) 個人番号

- (7) 住民票コード
- (8) 法第30条の6第1項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるもの
- (9) 法第30条の41第1項に規定する戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報
- (10) 令第13条第3項に規定する法第9条第1項の規定による通知を受けた旨

(審議会への報告等)

第5条 区長は、区が管理する電子計算機と区以外のものが管理する電子計算機との間で、電気通信回線を通じて送受信を行った第3条の2各号及び前条各号に掲げる事項の処理状況並びに当該処理により発生した苦情（住民票等記載事項に係るものに限る。）及びその処理の内容について、毎年1回以上、杉並区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に報告しなければならない。

2 区長は、前項に規定する事項について、審議会に報告後、区民に公表するものとする。

(不適正利用に対する措置)

第6条 区長は、住民票等記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、地方公共団体情報システム機構その他の関係者（以下この条において「国等」という。）に対し報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。

2 区長は、前項の規定による国等からの報告又は調査により、区民の基本的人権が侵害されると判断したときは、区民の個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

3 区長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、広く区民の意見を求めるとともに、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

4 区長は、区民の基本的人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、報告の要請又は意見の聴取を行わずに必要な措置を講ずることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、その措置の内容について速やかに公表するものとする。

(住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の制限)

第7条 区長は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付又は戸籍の附票の写しの交付（次項において「住民基本台帳の一部の写しの閲覧等」という。）の請求又は申出を認めるべきか否かを判断するときは、基本的人権の尊重の観点に立って行わなければならない。

2 区長は、本人からの申出があり、かつ、当該本人の生命、身体、財産その他の権利利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、当該本人に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧等について、必要な措置を講ずることができる。

(不適正取得の禁止等)

第8条 何人も、偽りその他不正の手段により区が保有する住民票等記載事項を取得し、若しくは取得させ、又は法令に基づく場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、取得目的以外の目的のために当該住民票等記載事項により知り得た事項を利用し、若しくは第三者に提供してはならない。

2 区長は、前項の規定に違反する行為（法第11条の2第1項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係るものを除く。）をしたと認める者に対し、当該住民票等記載事項により知り得た事項の消去、記録された媒体の回収その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(関係人に対する調査等)

第9条 区長は、前条第2項及び法第11条の2第8項から第10項までの規定による措置に関し、必要な調査をすることができる。

- 2 区長は、前項に規定する調査を行うため必要があると認めるときは、その職員に關係人に対し質問をさせ、又は文書その他の物件の提出を求めさせることができる。
- 3 前項の規定により質問をし、又は文書その他の物件の提出を求める職員は、その身分を示す証明書を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(過料)

第11条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第8条第2項の規定による命令を受け、当該命令に従わないとき。
- (2) 第9条第2項の規定による質問に対し、回答をせず、若しくは虚偽の回答をしたとき、又は文書その他の物件の提出を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは虚偽の文書を提出したとき。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成14年4月1日から施行する。  
以下略

杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例  
改正イメージ（該当部分抜粋）

現 条 例	新 条 例
<p>(電気通信回線による他の市町村長への通知) 第3条の2 法第9条第3項、第12条の4第5項、第19条第4項及び第24条の2第7項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は、<b>次のとおり</b>とする。</p> <p>(1) 法第9条第1項に規定する他の市町村から区内に住所を変更した者につき住民票の記載をした旨</p> <p>(2) 法第9条第2項に規定する住民票の記載等をすべき事項</p> <p>(3) 法第12条の4第2項及び第3項に規定する政令で定める事項</p> <p>(4) 法第19条第1項に規定する本籍地において戸籍の附票の記載の修正をすべき事項</p> <p>(5) 法第19条第2項に規定する戸籍の記載又は記録と合わない旨</p> <p>(6) 法第19条第3項に規定する戸籍の附票に記載をしてある事項</p> <p>(7) 法第24条の2第3項に規定する政令で定める事項</p> <p>(8) 法第24条の2第5項に規定する最初の転入届等を受けた旨</p>	<p>(電気通信回線による他の市町村長への通知) 第3条の2 法及び令の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて他の市町村長に送信する事項は、<b>規則で定めるとおり</b>とする。</p>
<p>(電気通信回線による東京都知事への通知) 第4条 法第30条の6第2項及び第30条の41第2項並びに令第13条第4項の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は、<b>次のとおり</b>とする。</p> <p>(1) 氏名（外国人住民にあつては、住民票に記載されている通称を含む。）</p> <p>(2) 旧氏記載者にあつては、住民票に記載されている旧氏</p> <p>(3) 出生の年月日</p> <p>(4) 男女の別</p> <p>(5) 住所</p>	<p>(電気通信回線による東京都知事への通知) 第4条 法及び令の規定に基づき、電子計算機から電気通信回線を通じて東京都知事に送信する事項は、<b>規則で定めるとおり</b>とする。</p>

<p>(6) 個人番号  (7) 住民票コード  (8) 法第30条の6第1項に規定する住民票の記載等に関する事項で政令で定めるもの  (9) 法第30条の41第1項に規定する戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報  (10) 令第13条第3項に規定する法第9条第1項の規定による通知を受けた旨</p>	
<p>(審議会への報告等)  第5条 区長は、区が管理する電子計算機と区以外のものが管理する電子計算機との間で、電気通信回線を通じて送受信を行った<b>第3条の2各号</b>及び<b>前条各号</b>に掲げる事項の処理状況並びに当該処理により発生した苦情(住民票等記載事項に係るものに限る。)及びその処理の内容について、毎年1回以上、杉並区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。  2 区長は、前項に規定する事項について、審議会に報告後、区民に公表するものとする。</p>	<p>(審議会への報告等)  第5条 区長は、区が管理する電子計算機と区以外のものが管理する電子計算機との間で、電気通信回線を通じて送受信を行った<b>第3条の2</b>及び<b>前条</b>に規定する事項の処理状況並びに当該処理により発生した苦情(住民票等記載事項に係るものに限る。)及びその処理の内容について、毎年1回以上、杉並区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に報告しなければならない。  2 区長は、前項に規定する事項について、審議会に報告後、区民に公表するものとする。</p>